

介護保険料について

介護保険は市区町村が運営する制度です。40歳以上の方全員が被保険者となっていて、被保険者の方は全員介護保険料を納めることになっています。保険料の額や納め方は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で異なります。

第1号被保険者の方の介護保険料

第1号被保険者の方の保険料は、下記の表のとおりです。三浦市の基準額は月額**6,600円**（保険料は12か月分で計算した額です。10円未満の端数は切り捨てになります。）で、ご本人やご家族の前年の所得などに応じて段階が決定されます。令和7年度の介護保険料は下表のとおりです。

段 階	所得段階別保険料（年額）		該 当 要 件
第1段階	基準額×0.285	22,570円	生活保護受給の方、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給の方、市民税世帯非課税で「公的年金等収入額＋その他の合計所得金額」が80.9万円以下の方
第2段階	基準額×0.485	38,410円	市民税世帯非課税で「公的年金等収入額＋その他の合計所得金額」が80.9万円を超え120万円以下の方
第3段階	基準額×0.685	54,250円	市民税世帯非課税で「公的年金等収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える方
第4段階	基準額×0.9	71,280円	市民税世帯課税で市民税本人非課税の方のうち「公的年金等収入額＋その他の合計所得金額」が80.9万円以下の方
第5段階	基準額×1	79,200円	市民税世帯課税で市民税本人非課税の方のうち「公的年金等収入額＋その他の合計所得金額」が80.9万円を超える方等
第6段階	基準額×1.2	95,040円	市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.3	102,960円	市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額×1.5	118,800円	市民税本人課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額×1.7	134,640円	市民税本人課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	基準額×1.9	150,480円	市民税本人課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	基準額×2.1	166,320円	市民税本人課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	基準額×2.3	182,160円	市民税本人課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	基準額×2.4	190,080円	市民税本人課税で合計所得金額が720万円以上の方

※介護保険料算定に用いる合計所得金額とは

公的年金や給与、譲渡などの各所得金額の合計で、扶養控除などの所得控除を引く前の金額です。

短期、長期譲渡所得がある場合、譲渡所得は特別控除後の金額を使用します。

※その他の合計所得金額とは

介護保険料算定に用いる合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引きます。

その他の合計所得金額に給与所得がある場合10万円を控除します。なお、給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合の所得金額調整控除が適用されている場合は、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除します。

※所得区分の基準額変更について

老齢基礎年金（満額）の支給額変更に伴い介護保険料における基準額の調整が行われ、第1、第2、第4、第5段階における基準額の設定が80万円から80.9万円に令和7年度から変更となりました。

ポイント

- ◆ 介護保険料は介護保険事業計画に合わせて、3年ごとに見直されることになっていきます。令和5年度に、令和6年度～令和8年度の3年間の介護保険サービスの給付費を見込み、さらに低所得者へ配慮するため、第1段階の軽減措置を含めた介護保険料を改めて設定しました。

第1号被保険者の方の介護保険料の納め方

特別徴収

…年金から天引きする方法

年金（老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金や遺族年金・障害年金）の定期支払（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

○対象になる方○

- ・年金が年額18万円以上の方

特別徴収の方は



特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。前年度から継続して特別徴収されるときは、前年度の2月分の保険料額をそのまま4・6・8月に納付（仮徴収）します。10・12・2月は、前年の所得などをもとに本年度の保険料額が確定してから4・6・8月に納めた保険料を除いた金額を10・12・2月に振り分けて納付（本徴収）します。

なお、年度途中で65歳になった方や他の市区町村から転入してきた方などは、その年度は普通徴収で納付しますが、特別徴収に該当するときは順次特別徴収へ切り替えられます。特別徴収は三浦市と年金保険者等とのやりとりにより開始しますので、お手続きは必要ありません。

普通徴収

…納付書や口座振替で納める方法

○対象になる方○

- ・年金が年額18万円未満の方
- ・年度途中で65歳になった方
- ・他の市区町村から転入してきた方 等

普通徴収の方は



原則として7月（第1期）から翌年3月（第9期）までの9回で12か月分を納付します。年度途中で普通徴収が開始された方は、開始になった月の分から月割で保険料が計算されます。

納付書を添えて、毎月納期限までに三浦市指定の金融機関や郵便局で納付します。口座振替が便利です。通帳、印鑑を持って三浦市指定の金融機関や郵便局でお申込みください。

第2号被保険者の方の介護保険料

第2号被保険者の方の保険料は、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決定されます。

第2号被保険者の方の介護保険料の納め方

国民健康保険の方は、医療保険分と合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

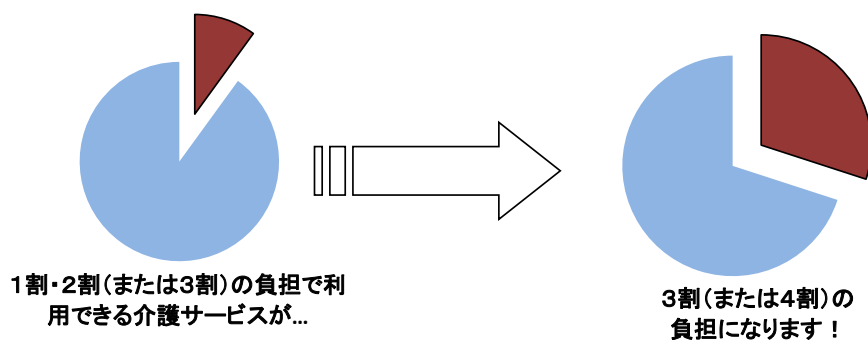
職場の健康保険の方は、加入している健康保険から医療保険分と合わせて健康保険料として給与から天引きされます。

災害などの特別な事情がなく、保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

滞納期間	措置内容
1年以上	利用したサービス費用をいったん全額自己負担し、申請により後日、自己負担分※を差し引いた保険給付分が支給されます。
1年6カ月以上	上記の保険給付分が一時的に差し止められます。また、なお納めない場合には保険給付分から未納保険料が差し引かれます。
2年以上	介護サービスの利用者負担が1割・2割負担から3割（3割負担の方は4割）に引き上げられたり、高額介護（介護予防）サービス費等の支給が受けられなくなります。

※自己負担分は1割または2割（2割負担の方のうち特に所得の高い方は3割となります。）となります。



また、延滞金が加算されたり、差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。

